

平成

三十年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)

平成三十年十二月十八日(火曜日)

議事日程(第四号)

平成三十年十二月十八日 午前十時開議

第一 議第五十六号 五條市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

議第五十七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

議第五十八号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議第六十四号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について

議第六十五号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について

議第六十六号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について

議第六十八号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定について

議第六十九号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

議第七十一号 平成三年度五條市一般会計補正予算(第四号)議定について

第二 議第五十三号 五條市手話言語条例の制定について

議第五十四号 五條市犯罪被害者等支援条例の制定について

議第五十五号 五條市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議第六十二号 市道路線の認定について

議第六十三号 市道路線の変更について

- 議第六十七号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
 議第七十号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について
 議第七十二号 平成三十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について
 第三 本会議における理事者側の答弁について
 第四 発議第七号 認知症施策の推進を求める意見書について
 第五 同第八号 五條市教育委員会教育長の任命について
 追加日程第一 議長辞職の件
 追加日程(第五号)
 第一 選第一号 議長の選挙について

本日の会議に付した事件

発議第七号、選第一号上程まで

出席議員(十二名)

八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
福塚	岩本	窪佳	吉田	牧野	平原	養田	伊谷
				雅清	全	賢	
実	孝	秀	正	一	司	康	司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
理事（総務部長）
技監
政策企画監
市長公室長
危機管理監
すこやか市民部長
あんしん福祉部長
産業環境部長
都市整備部長
教育部長
西吉野支所長

太 好 紀
堀 内 成 吉
吉 田 伸 起
藤 原 克 哉
細 川 敬 太
和 田 剛 明
辻 田 祥 友
稲 次 裕 美
平 田 耕 一
井 上 昭
石 田 茂
松 井 義 彦
森 川 義 彦

九番
山 口 耕 司
十番
吉 田 雅 範
十一番
藤 田 美 恵
十二番
大 谷 龍 雄

事務局職員出席者

大塔支所長
水道局長
会計管理者
秘書課長
企画政策課長
財政課長
土地開発公社事務局長
谷口晶紀
松本武士
松本智美
中西賢二
西本久美
西本久雄
松本成久
松本成人

事務局長
事務局次長
事務局係長
事務局主任
事務局係員
速記者
坂口慎一
井筒昭則
車谷憲隆
芳田佳子
窪田名
柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから、去る十一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）初めに日程第一、議第五十六号、議第五十七号、議第五十八号、議第六十四号、議第六十五号、議第六十六号、議第六十八号、議第六十九号及び議第七十一号の九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。二番、総務文教常任委員会養田全康委員長。

〔総務文教常任委員長 養田全康登壇〕

○総務文教常任委員長（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十六号、議第五十七号、議第五十八号、議第六十四号、議第六十五号、議第六十六号、議第六十八号、議第六十九号及び議第七十一号の九議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二月十一日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十六号 五條市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、市長に加え、市の議会の議員選挙においても候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようになり、その作成費用を条例で定める範囲で市が負担するため、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、ビラを作るとき及び配るとき規制についてただしたのに対し、「ビラの作成の内容については、中傷するような内容を除いては特に規制はなく、サイズもA4サイズで両面印刷ができる。また頒布方法については、新聞折り込みによる頒布、選挙事務所における頒布、演説会場の会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布の四種類の方法に限定されている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、平成三十年八月十日付けの人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じ、国の特別職の職員の期末手当の年間支給額が百分の五箇月引き上げられたため、五條市議会議員の期末手当について、国に準じた引上げを行うもので、委員から、議員ひとり当たりの金額をただしたのに対し、「議長が三万九千五百円、副議長が三万四千二百円、議員が三万三千五百円である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て、起立による採決の結果、賛成多数によ

り原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十八号 一般職の職員との給与に関する条例等の一部改正につきましては、平成三十年八月十日付けの人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じ、一般職の職員及び任期付職員の給与の額、期末または勤勉手当の支給割合の改定を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、改定による金額をただしたのに対し、「年間の増額分は九百四十四万六千円になる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十四号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定につきましては、募集要項を二団体に配付し、説明会は一団体が参加した。一団体から申請があり、去る十月十五日に五條市指定管理者候補選定委員会で選定された、アスカ美装株式会社を平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三年間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理者の点数をただしたのに対し、「九十二点であり、前回は八十三点であった。」との答弁があり、また委員から、施設の利用性を高める改装等の考えをただしたのに対し、「前年度において一階トイレを洋式化し、今年度は三階トイレの洋式化工事を予定している。また、平成三十一年四月から利用者の利便性・安全性を考慮し土足で利用できるようにする。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十五号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定につきましては、募集要項を一団体に配付し、説明会は一団体が参加した。一団体から申請があり、去る十月十五日に五條市指定管理者候補選定委員会で選定された、株式会社図書館流通センターを平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三年間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、新しい図書の選定・購入手順及び費用についてただしたのに対し、「指定管理者が購入図書を選定し、生涯学習課で決裁した後、図書を購入する。費用については、指定管理料の中に含まれており、年間二百八十五万円図書を購入している。」との答弁があり、また、欲しい図書の要望がある場合の対応をただしたのに対し、「利用者からのリクエストも受け付けている。また、必要な図書が五條市の図書館にない場合は、窓口で検索し、他の市町村の図書館からの貸出しもできる。」との答弁がありました。また、子供の利用率が高い夏休みと冬休みの利用者数をただしたのに対し、「年齢別ではないが、平成二十九年度において、七月は三千四百四十二名、八月は四千二百六十八名、十二月は二千八百八十四名、一月は二千八百四名の利用となっている。」との答弁があり、委員から、年代別に統計をとることで、今後の図書館の活性化にもつながるのではないかと意見がありました。また、インターネット及びWi-Fi等の設備についてただしたのに対し、

「インターネットでの閲覧等ができるが、Wi-Fi等の設備はない。」との答弁があり、委員から、パソコンだけでなくフリーWi-Fi等があればタブレットや携帯等での調べ物ができるなど利便性が向上し、利用率も上がるのではないかと意見がありました。また、指定管理者の赤字経営が続いていることについてただしたのに対し、「人件費で赤字が増えており、募集の仕様書では職員七名以上としているところを、実際は八名の職員が配置されており、今後指定管理者と人員配置について協議を行い、赤字解消に取り組んでいきたい。」との答弁がありました。また、指定管理者候補の株式会社図書館流通センターの全国展開についてただしたのに対し、「今年四月一日現在で、五條市の図書館を含めて全国で三百三十五件の指定管理を行っている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十六号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、募集要項を二団体に配付し、説明会は一団体が参加した。二団体から申請があり、去る十月十五日に五條市指定管理者候補選定委員会で選定された、和田自治会を平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三年間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理者の点数をただしたのに対し、「今回七十八・五点であり、前回は七十九点であった。」との答弁があり、委員から、和田自治会の過去三年間の収支についてただしたのに対し、「平成二十七年はマイナス三千九百四十四円、平成二十八年はマイナス十四万一千八百十三円、平成二十九年度はマイナス三万三千二百四十七円である。」との答弁があり、委員から、自治会に管理していただきながら毎年わずかではあるが赤字になっており改善の余地についてただしたのに対し、「和田自治会から、指定管理料の増額要望が出ている。」との答弁があり、また、申請のあった、もう一団体についてただしたのに対し、「有限会社ゴダイゴ・プランニングという名称で、堀家住宅に關係する団体である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十八号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定につきましては、募集要項を一団体に配付し、説明会は一団体が参加した。一団体から申請があり、去る十月十八日に五條市指定管理者候補選定委員会で選定された、桜井誠文堂を平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三年間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、赤字運営となっている要因が施設利用料の減免とは一概に言えないと思うが、大きな要因は何かとただしたのに対し、「イベント行事等において、特に舞台の關係スタッフをそのときに増員してトラブルのないよう配慮することから人件費の支出が大きくなっているが、次回の指定管理の

申請に当たり、収支計画では若干の黒字ないし収支均衡の計画書が提出されている。」との答弁があり、委員から、赤字を改善して地元の団体に管理していただきたい。舞台装置等技術的な部分も必要になるので、経営改善できるような取組をお願いしたいとの意見がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十九号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきましては、募集要項を一団体に配付し、説明会は一団体が参加した。一団体から申請があり、去る十月十八日に五條市指定管理者候補選定委員会で選定された、アスカ美装株式会社を平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三年間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、過去三年間の年度別利用者数をただしたのに対し、「本館とゲートボール場利用者の合計で、平成二十七年六月千七百八十九名、平成二十八年度六千八百九十七名、平成二十九年度六千二百六十七名となっている。」との答弁があり、また収支について、利用者数の減少と黒字との関係をただしたのに対し、「ゲートボール場の利用者数が五年前は二千名を超えていたものが、昨年は七百七十五名に減少している。また黒字については、平成二十七年ではアスカ美装株式会社の本社からの指定管理者のサポート経費が計上されていたが、経費区分が明確にならず経費の算入は好ましくないということから、平成二十八年度以降は経費の計上を行っていないため、その分が黒字に転じている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十一号 平成三十年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費並びに債務負担行為等の補正で、まず、歳入歳出予算の補正としては四億五千七百四十三千円を追加し、予算総額を歳入歳出ともに二百二十五億三千五百九十三千円とするもので、歳出予算の主な内容は、奈良県知事選挙費百九十六万七千円、社会福祉総務費国庫返還金四百八十九万一千円、障害福祉費扶助費追加五千六百四十万円、年金費委託料五十八万四千円、国保事業繰出金追加一千三百八十万円、児童福祉施設費返還金三百二十三万五千円、農業振興費三千七百三十一万八千円、公園管理費委託料七十二万円、橋梁維持費一億六千万円、小学校管理費一億五千五百二十万円、道路橋梁災害復旧費七百万円、観光施設災害復旧費八百七十一万六千円であり、その財源は、国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債で賄うもので、繰越明許費については、橋梁維持修繕事業二億二千万円、小学校空調設備整備事業一億五千五百二十万円、道路橋梁災害復旧事業二億八千七百万円、河川災害復旧事業一億五千万円、債務負担行為の補正については、限度額六百万円、期間を平成三十年度から平成三十一年度とする地域福祉計画策定業務委託、限度額二億八千五百万円、期間を平成三十年度から平成三十二年度とする塵芥収集業務委託、限度額四億九百万円、期間を平成三十年度から平成三十三年度とするクリーン・オアシス等包括的業務委託、限度額六百万円、期間を平成

三十年度から平成三十一年度とするスクールバス操車場測量設計業務委託、限度額二億三百万円、期間を平成三十年度から平成三十一年度とする五條中学校改修事業、限度額三千七百四十万円、期間を平成三十年度から平成三十三年度とする五條市市民会館指定管理料、限度額三千四十六万二千元、期間を平成三十年度から平成三十三年度とする五條市立西吉野コミュニティセンター指定管理料、限度額二千八百七十五万七千元、期間を平成三十年度から平成三十三年度とする五條市立老人憩の家指定管理料、限度額四千七百八十万円、期間を平成三十年度から平成三十三年度とする五條市阿田峯公園指定管理料、限度額六千二百三十三万円、期間を平成三十年度から平成三十三年度とする五條市立図書館指定管理料、限度額一千七百四十九万円、期間を平成三十年度から平成三十三年度とする五條市賀名生の里歴史民俗資料館指定管理料、来年十月に予定されている消費税率の改定に伴う変更の基本協定を締結するためのものとして、限度額七百七十九万円、期間を平成三十年度から平成三十二年度とする五條市立福祉センター指定管理料、限度額七千六百四十一万円、期間を平成三十年度から平成三十二年度とする大塔公の施設指定管理料、限度額二千六百六十九万七千元、期間を平成三十年度から平成三十二年度とする五條市5万人の森公園指定管理料、限度額七百五十万二千元、期間を平成三十年度から平成三十二年度とする五條市大塔郷土館指定管理料を追加するもので当局の説明により了承した次第であります。委員から大塔公の施設の指定管理料についてただしたのに対し、「平成二十三年九月に紀伊半島大水害が発生したことから事業への様々な影響を考慮し、平成二十四年度は五千四百万円の指定管理料としたが、平成二十五年度は三千六百四十五万八千円とし、平成二十六年度から本年度まで三千七百五十万円の指定管理料となっている。」との答弁があり、また、委員から、災害後の復旧・復興が進んでいる中で、指定管理者には経営状態を立て直す集客努力をしていただき、指定管理料を本来の適正な金額に見直していく必要があるのではないかとの意見がありました。また、委員から、児童福祉施設費の返還金についてただしたのに対し、「厚生労働省の会計検査において、児童の扶養義務者の所得を誤認するなどして徴収金の額を過少に算定するなどしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されたとの指摘を受けたことから、平成二十四年度から平成二十七年までの四箇年度分の私立保育園の保育料及び私立保育園に支給している委託費について誤りがあり、国庫・県費合計三百二十三万四千二百七十八円の返還を求められたものである。」との答弁があり、また、保育料等の追加徴収についてただしたのに対し、「一軒一軒のお宅に丁寧の説明して回らせていただきたい。」との答弁がありました。また、委員から、5万人の森の立木伐採業務委託料五十万円について、みどり園の跡地利用と関連した伐採の委託かただしたのに対し、「みどり園の跡地利用、5万人の森、五條文化博物館及び北山町の公有地を含めた一体的な整備の第一弾として、要望のあった5万人の森の眺望のための伐採を行うものである。」との答弁があり

ました。また、委員から、五條中学校改修事業の債務負担行為の補正についてただしたのに対し、「五條中学校、野原中学校、西吉野中学校の統合を平成三十二年四月に予定しており、平成三十一年度に校舎改修の工事を完了しておかなければならない。入札行為等を加味すると十三箇月の工期が必要なことから、今回債務負担行為の補正をお願いすることで、今年度に入札の準備に入り、速やかに工事ができるようお願いするものである。」との答弁があり、また、改修事業の概要をただしたのに対し、「屋上の防水、手すりの塗装、天井及び内装の改修、トイレの改修、外装の塗り替え等である。」との答弁がありました。また、スクールバス操車場候補地について大型車両の通行規制についてはただしたのに対し、「スクールバスはマイクロバスを想定しており規制はないと考えている。」との答弁がありました。また委員から、クリーン・オアシス等包括的業務委託についてただしたのに対し、「クリーン・オアシスとみどり園の業務委託を抱き合わせて包括することで、スクールメリットによりみどり園の現在の職員二名については、クリーン・オアシスの職員で賄うことにより、年間約一千四百万円が安くなる。」との答弁があり、また、委託先をただしたのに対し、「債務負担行為が承認いただけたら来年度に五條市の役務登録業者の施設運転維持管理業務等の登録業者から選定し入札を行いたい。」との答弁があり、委員から、性能発注で建設した施設に公募をかけても参加する業者があるか疑問であり、クラックの経過観察をいかなくはならないことをしっかりと公募の中にうたっていたいただきたいとの意見がありました。また、委員から、小学校校空調設備整備事業について、来年の夏、暑くなる前に設置完了しないとこれだけの予算を組んだ意味がないと思うが、発注の工夫などはあるのかただしたのに対し、「一日でも早く発注できるように一括発注するのか、分割発注かを精査し検討を進めていきたい。」との答弁がありました。

こうして本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、閉会中の継続審査として、「財産運営及び公有財産の管理運営、備品の管理等」について当局から報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十一日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本九議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第五十六号、五條市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に、議第五十七号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に、議第五十八号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十四号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十五号、五條市立図書館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十六号、五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十八号、五條市市民会館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十九号、五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第七十一号、平成三十年年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第二、議第五十三号、議第五十四号、議第五十五号、議第六十二号、議第六十三号、議第六十七号、議第七十号及び議第七十二号の八議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉

田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十三号から議第五十五号、議第六十二号、議第六十三号、議第六十七号、議第七十号及び議第七十二号の八議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二月十一日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十三号 五條市手話言語条例の制定につきましては、地域社会での共生等において、手話を使用しやすい環境を構築し、市民が自立した生活を営み、社会参加をし、及び安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため条例を制定するもので、当局から詳細な説明がありました。委員から、本市の職員で手話通訳ができる人は何名いるかとただしたのに対し、「手話奉仕員の養成講座などに職員が参加している実績はあるが、日常的に手話ができる職員はいないと認識しているが、確認したい。」との答弁があり、委員から、手話通訳が必要な方が窓口に来られた場合などに、庁舎内で手話ができる職員がいれば意思の疎通が図れるので、今後育成を検討していただきたいとの意見がありました。また、委員から、条例を制定する必要性をただしたのに対し、「若い世代の手話通訳者を増やすということと、市民全体に向かって、手話は言語であるということを明文化することで、理解を深めていただきたいと考えている。」との答弁があり、また、委員から、事業者の責務をうたった条例を制定しているところがあるかただしたのに対し、「他市では事業者の役割を入れているところもあるが、本条例案では、広い意味で市に関わりをお持ちの方、全てを含んで市民と捉えて市民の役割とし、事業者の役割についても含めることで市民全体の役割を強調したいと考えている。」との答弁があり、委員から、市の責務、市民の役割、そして事業者の役割を明確にして、様々な企業・事業者にも協力を依頼するのが本来ではないかとの意見がありました。その後、意見調整のため暫時休憩となり、その間、全委員が慎重に協議を行い、再開後、議第五十三号 五條市手話言語条例の制定に対しまして修正案が提出され、提案の趣旨説明がありました。

その内容は、当該条例には、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した社会参加を行うために必要な施策を講じるための事業者の役割についての規定が設けられていないことから、第一条中「手話は言語であるとの認識に基づき」の次に、「基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに」を加え、第八条を第九条とし、第六条及び第七条を一条ずつ繰り下げ、第五

条の次に事業者の役割に関する規定を加えるもので、修正案を起立により採決した結果、起立多数により修正可決すべきものと決定し、その後、修正可決した部分を除く原案について採決をした結果、その他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十四号 五條市犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念等を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の被害の早期回復や軽減、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、この条例の適用手順についてただしたのに対し、「犯罪に遭われた方は警察に被害届を出し、警察が犯罪被害者に対し、市に見舞金等の制度があるので申請して下さいという流れとなり、市は警察に対し、当該条例に該当するか否かを確認しながら見舞金等の施策を講じていくという流れとなる。」との答弁があり、また、見舞金の支給要件についてただしたのに対し、「加害者から被害者に対して、示談金等の補償等の有るなしにかかわらず、見舞金は支払われる。」との答弁があり、また、委員から、見舞金だけでなく、貸付金の制度を設けることについてただしたのに対し、「貸付金については、全国的に見て十団体が先進地事例であるが、奈良県下の状況も十分検証しながら、貸付金を盛り込むかどうかは今後検討してまいりたい。」との答弁がありました。また、被害に遭われた方の二次被害への対応についてただしたのに対し、「犯罪等により直接被害を被るもののほか、周囲の人々のうわさや中傷、マスコミの報道等による二次的な被害に係ることは理解しており、今回の条例においては第五条の市民等の責務という形で規定しているが、今後規則を制定するなかで、二次的被害については市民等に十分周知できるようにしてまいりたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十五号 五條市下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、公営企業会計を導入した下水道事業を設置するため、新たに条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、公営企業会計に移行しなければならない理由についてただしたのに対し、「公共下水道事業については、資産の規模や大きく市民生活に密着したサービスを提供していることから、平成二十七年一月に総務大臣の通知により、平成二十二年の国勢調査で人口三万人以上の団体は、平成三十二年四月一日までに下水道事業に公営企業会計を導入するようという通達がでている。」との答弁があり、

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十二号 市道路線の認定につきましては、市道三路線を新規認定するもので、市道下之七号線は、起点を下之町四一九の三番地先から、終点を二見七丁目六三四の五番地先までとし、市道釜窪一五号線は、起点を釜窪町一四九五の四番地先から、終点を釜窪町九八五

の三一番地先までとし、市道表野二一〇号線は、起点を表野町三一四の二番地先から、終点を表野町三一一の三番地先までとするもので、当局の説明により了承し、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十三号 市道路線の変更につきましては、市道表野三〇号線、市道表野四号線、市道表野一八号線、市道表野二〇号線、市道山陰一号線、市道山陰五号線、市道山陰六号線について、県営ほ場整備の換地処分により既存市道の起終点の新たな地番付けによる変更と、既存路線の一部を付け替えたことにより起終点を変更するもので、当局の説明により了承し、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十七号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきましては、募集要項を二団体に配付し、説明会は一団体が参加した。一団体から申請があり、去る十月十八日に五條市指定管理者候補選定委員会で選定された、特定非営利活動法人和社中を平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三年間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、平成二十七年度から平成二十九年度の三年間の収支は赤字となっているが、今回の募集にかかる指定管理料についていただいたのに対し、「今現在より上がっている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきましては、募集要項を二団体に配付し、説明会は二団体が参加した。一団体から申請があり、去る十月十五日に五條市指定管理者候補選定委員会で選定された、まちづくり改革推進&RealStyleグループを平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三年間、指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、収支が黒字の場合の対応をただしたのに対し、「黒字額のうち四〇パーセントを返納していただくことになっている。」との答弁があり、委員から、企業努力によって得た収益の返納についてただしたのに対し、「以前から四〇パーセントの納付については議論の対象となっているが、公共施設の管理を通じて得られたという意味合いもあるためその部分については、想定を超える利益が発生したと捉え、その一部を納めていただいている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十二号 平成三十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定につきましては、歳入歳出それぞれ一千四百七十七万を追加し、歳入歳出の総額を四十四億四千七百二十万二千円とするもので、歳出としては、国保情報データベース改修負担金二十七万円、

一般被保険者医療給付費分追加八百九十万円、退職被保険者等医療給付費分百五十万円、一般被保険者後期高齢者支援金等分追加三百二十万円、介護納付金分追加二十万円であり、その財源としては、保険給付費等交付金二十七万円及び一般会計繰入金一千三百八十万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、一般会計繰入金一千三百八十万円についてただしたのに対し、「今回の繰入金金の財源は、国庫が二百十五万円、県費が九百十二万三千元、一般財源として二百五十二万六千元となっている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十一日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本八議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第五十三号、五條市手話言語条例の制定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は修正であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり修正することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本修正案は可決されました。

○議長（平岡清司）次に、ただいまの修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正議決をした部分を除くその他の部分については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって修正議決をした部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいまの本案が修正可決されましたが、その他の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よってその条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（平岡清司）次に、議第五十四号、五條市犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第五十五号、五條市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十二号、市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十三号、市道路線の変更ついでを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第六十七号、五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第七十号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に議第七十二号、平成三十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第三、去る十一日に付託されました本議会議中における理事者側の答弁についてを議題といたします。

本件につきましては、新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会養田全康委員長。

〔新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員長 養田全康登壇〕

○新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員長（養田全康） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました本会議の一般質問における理事者側の答弁に、某議員という発言があったことにつきまして、新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、十二月十一日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午後四時十六分から開会いたしました委員会において、理事者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、委員から、工事用仮設道路の設置について答弁内容の確認があり、理事者から答弁がありました。その内容は、「進捗状況については、待避所と仮設道路の設計が十月に完成し、地権者への説明を始めているが、設計については御理解をいただいている。借地料については現在のところ七名の地権者のうち、四名に借地単価の提示を行い、説明を開始したところだが、合意には至っていない。主な理由としては、単価や条件面のほか、補償についての御意見をいただいているが、補正予算直後の借地料二百五十万円について、本市の某議員より誤解を招

くような違った単価の説明や、西吉野地域における市の借地単価が高額でこれと比較した場合、あたかも安いと思われるような言動があったことを、去る七月十九日の地元説明会において、直接地権者の方から伺ったところである。こうしたことが地権者に市が予定している借地料が安価であるとの印象を与え、用地交渉が困難になった一因と判断している。「との答弁があり、委員から、地権者から聞いた内容についてただしたのに対し、「名前は聞いていない。ある議員という言い方である。」との答弁があり、委員から、ある議員というだけで、議場で某議員と発言すれば私たち十二名の議員全員に関わることであり、それを究明しようとすれば百条委員会の設置や、地方自治法第九十八条に基づく検査権を行使しなければならないと思うが、それには予算も必要となり、そういう重大な事項であるか確認が必要となる。議員が特定されていないのに、本会議場でのこのような発言は、大変遺憾に思うとただしたのに対し、「西吉野地域の借地単価との違いのほか、仮設道路の借地料二百五十万円に、三年分と一年分とのとり違いがあり誤解を招いたという話と聞いている。議員のお怒りは十分分かるが、道路整備が遅れているという議員からの御指摘も受けて仮設道路の一刻も早いしゅん工に向けて必死にやっている中で、このようなことがあったということ皆さんに御理解をいただきたいということを含めてあのような答弁になったことを御理解いただきたい。」との答弁があり、委員から、百条委員会を設置しても発言内容の特定は難しいのではないかと。ただ、残念に思うのは、安くしようと言いながら、結局は裏でそのようなことをしている人がいたということだが、今後、某議員などという発言は議会を混乱させるため避けていただきたいとの意見があり、また、委員から、今後このような事実があった場合は、議長に報告をいただき、議長から全員協議会などで報告して嚴重注意という方法も先に取るべきではないかとの意見がありました。

その後、理事者が退席した後の委員会において、理事者側に対し、当該発言の撤回または会議録から某議員という部分の削除を求める意見があり、採決を行った結果、全員一致をもって会議録から某議員という部分の削除を求めることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

ただいまの新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

以上で、本会議における理事者側の答弁について新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会委員長の報告が終わりました。
お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本案は討論を省略することに決しました。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。本会議における理事者側の答弁について会議録から某議員という部分を削除することに決することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決することになりました。意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十時五十一分休憩に入る

午後一時五十七分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第四、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第七号 認知症施策の推進を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成三十年十二月十八日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司

賛成者 五條市議会議員 岩本孝

〃 養田全康

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第七号、認知症施策の推進を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

認知症施策の推進を求める意見書（案）

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。二〇一五年に推計で約五百二十五万人であったものが二〇二五年には推計で七百万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても尊厳をもって生きることができるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組まれてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって政府におかれては、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組みことを強く求める。

記

1. 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
2. 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
3. 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対す

る研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

4. 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年十二月十八日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出すること決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司）議事の都合により副議長と交替いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（窪 佳秀）それでは議長の職務を代行いたしますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平岡清司議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第一百七条の規定により、平岡清司議員の退場を求めます。

〔平岡清司議員退場〕

○副議長（窪 佳秀）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成二十八年十二月十八日

五條市議会副議長 窪 佳秀 殿

辞 職 願

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

五條市議会議長

平岡清司

○副議長（窪 佳秀）お諮りいたします。平岡清司議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって、平岡清司議員の議長の辞職を許可することに決しました。
平岡清司議員の入場を許します。

〔平岡清司議員入場〕

○副議長（窪 佳秀）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（窪 佳秀）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○副議長（窪 佳秀）追加日程第一、選第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）選第一号、議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により、本市議会議長の選挙を行う。

平成三十年十二月十八日提出

五條市議会

○副議長（窪 佳秀）意見調整のため休憩いたします。

午後二時九分休憩に入る

(休憩後再開するに至らなかった)

